

**常滑市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託
受託候補事業者募集要領**

常滑市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託（以下「本業務」という。）では、地方創生応援税制（以下「企業版ふるさと納税」という。）におけるマッチング支援業務を委託することにより、受注者独自のネットワークやノウハウを活用し、本社が常滑市以外に所在する企業に対して働きかけを行うことで、企業版ふるさと納税による寄附を獲得し、積極的な財源確保を目指すことを目的とする。

本募集要領は、この業務を受注する事業者を募集するために必要な事項を定めるものとする。

1 事業名

常滑市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

2 委託事業の内容

別添「常滑市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 仕様書」のとおりとする。

3 履行期間

- (1) 契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。
- (2) 本業務の履行結果が優良な場合は、令和9年度以降も単年度の随意契約により契約（契約は単年度ごとに締結し、随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。）を締結することがある。ただし、常滑市議会において当該予算が可決されなかった場合はこの限りではない。

4 委託料の算定方法

別添「常滑市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 仕様書」のとおりとする。

5 募集期間

令和8年5月11日（月）から令和8年6月12日（金）まで

6 応募資格

応募資格者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 契約締結までの間に、常滑市入札参加資格を有し、以下の登録分類に登録がある者であること。本募集応募時点では、申請済みであれば同等の者として扱う。必要な入札参加資格は以下のとおり。
業務（大分類） 03：役務の提供等
営業種目（中分類） 16：その他の業務委託等
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 常滑市指名停止取扱要綱（平成20年4月1日要綱第4号）に基づく指名停止若しくはそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 常滑市暴力団排除条例（平成23年12月27日条例第37号）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続開

始の決定を受けた者で、再度の常滑市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。

- (6) 金融機関以外の事業者が応募する場合は、金融機関と当該業務について業務連携を行っていること。

7 契約締結までの流れ

(1) 申込書等必要書類の提出	募集開始以降、随時受付。
(2) 書面審査	申込書受付後、1週間程度。
(3) 審査結果	書面審査完了後、1週間程度で申込書に記載されたメールアドレス宛に、「受託候補事業者」として選定した（選定しない）旨を通知。
(4) 契約の協議及び締結	審査結果通知後、3週間程度で契約に向けた協議及び締結。

8 提出書類等

(1) 企画提案書の提出

ア 提出書類

提出書類	注意事項
① 申込書	様式1を使用
② 企画提案書 ※	任意様式
③ 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書	様式2を使用
④ 会社概要書	案内パンフレット等、申込者の概要がわかるもの
⑤ 履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）	3か月以内のもの

※企画提案書には、必ず以下の内容を記載すること

- ・業務の実施内容、実施方法
- ・寄附金に対する委託料率
- ・業務を実施するにあたっての手続きフロー
- ・業務の実施体制及び役割分担

イ 企画提案にあたっての留意事項

- ・企画提案は、1事業者1案とする。
- ・企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- ・企画提案書の内容が本要領の規定に適合しない場合は無効となる場合がある。

ウ 提出部数

正本1部、副本2部 ※副本は④～⑤の提出書類は不要

(2) 提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和8年6月12日（金）午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る）のいずれかとする。

※持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く開庁日午前9時から午後4時までとする。

ウ 提出書類の取り扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・企画提案に要するすべての費用は申込者の負担とする。
- ・申込書等の書類提出後の内容修正及び変更については認めない。
- ・提出された書類は、必要に応じ複写（市役所内での使用に限る）する。

- ・提出された書類及びその内容は、常滑市情報公開条例（平成11年12月24日条例第23号）に基づく請求により公開する場合がある。
- ・提出された書類及びその内容について、別途確認するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

エ 提出先

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
常滑市役所企画部企画課 企業版ふるさと納税マッチング支援業務担当

9 審査基準

別で示す基準とする。

10 契約条件

- (1) 7(3)にて選定した旨を通知された受託候補事業者は、契約の締結に向けて協議を行うものとする。その際、企画提案書、仕様書及び契約書の内容は、協議の上、変更する場合がある。協議が合意に至った場合は、本業務の契約手続きを行う。
- (2) 契約は予算の範囲内で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のよる随意契約を行うものとし、業務の趣旨を踏まえ、複数者と契約締結する予定である。
- (3) 常滑市が提示する契約書（案）をもって契約の締結を行うことを原則とするが、双方協議のうえ、条項の加除修正を行うことができる。
- (4) 6 応募資格（1）に定める入札参加資格を有していないが、申請済みの状態で応募した場合は、登録が完了してから契約締結を行う。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込みまたは受託候補事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 申込書等の提出書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約の締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を失う行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと常滑市が判断したとき。

12 その他留意事項

- (1) 申込者は、本募集要領を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 申込者は、本募集要領の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 申込みを取り下げる場合は、申込辞退届（任意様式。代表者印の押印及び辞退理由を記載のこと。）を、上記提出先に持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、「特定記録郵便」等、配達記録が残る方法で提出すること。
- (4) 受託候補事業者の選定に係る審査内容及び審査結果について公表せず、またそれに対する異議申立は一切受け付けない。
- (5) 常滑市は、受託候補事業者と契約を締結した場合には、契約相手方の名称及び所在地を速やかに市ホームページ等で公表する。

13 問合せ先

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5
常滑市役所企画部企画課 担当：石川、谷口
TEL：0569-47-6111（ダイヤルイン） FAX：0569-35-4567
メールアドレス：kikaku@city.tokoname.lg.jp

メールで問合せをする際は、件名を「企業版ふるさと納税マッチング支援業務に関する質問」とし、本文中に、事業者名と問合せ内容を記載すること。